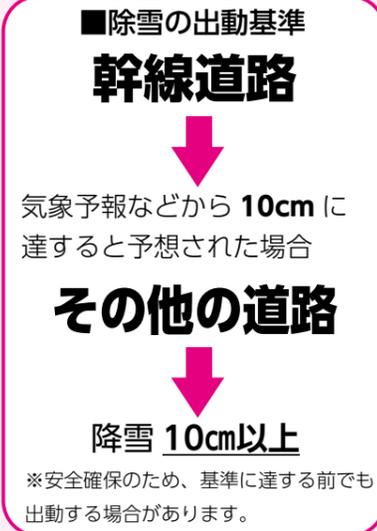


本年度の雪対策における重点的な取り組みを紹介します

町は令和4年度、5年度と、これまでの雪対策を見直し、毎年重点的な取り組みを掲げて雪対策を講じました。昨年度は令和4年度よりもさらに降雪が少ない傾向でしたが、全国で見ると局地的・局時的な大雪となった地域もあり、雪対策は継続して進める必要があります。

本年度は、重点的な取り組みを継続し、全5項目で雪対策に取り組みます。



1 幹線道路の除雪の強化

除雪作業における「幹線道路（図1）の出動基準は、過去2年において試行的に行った降雪5cm基準を見直し、気象予報などから降雪10cmに達すると予想された場合を目安とします。幹線道路以外の除雪路線は、降雪10cm以上の目安で除雪を行います。見直しに至った経緯は、降雪5cmだと自然に融雪することもあり、期待していた除雪効率を得られなかったためです。融雪剤散布車の散布時期については、適切で効果的な散布となるよう実施します。

2 住宅密集地の除排雪の改善

昨年度に引き続き、またまった降雪があるたび、または積雪で道幅が狭くなるなどの通行障害を減らすよう、排雪作業を行うことを目指します。

住宅密集地の排雪作業

1回
程度
(R3年度)

回数増を検討
※昨年度と同様（継続）

通行障害の減

3 除雪オペレーターの確保

ターの確保

昨年度は、16社の除雪業者により除雪作業を行いました。本年度も同様に16社と契約する予定です。

これにより、除雪業者が保有する除雪機械や除雪オペレーターの人数が確保されます。昨年度と同等の除雪体制が維持されます。

14社
16社

(R3年度)

※昨年度と同様（継続）

除雪オペレーター確保により、町内の除雪体制強化

除雪業者契約数（予定）

除雪作業にご理解とご協力をお願いします

町は、冬期間における安心・安全で円滑な交通を確保するため、これら5つの重点的な雪対策の取り組みによって町道除雪の改善を目指します。

しかし、除雪機械の台数やそれを操作するオペレーター、時間にも限りがあり、皆さんの要望の全てを町で行うことは困難です。

次の事項に留意していただき、除雪路線以外の除雪については、「自助・共助・公助」のもと、雪国の住人として雪と共存する皆さんによる「地域ぐるみ（共助）」での除雪にご理解・ご協力をお願いします。

町で除雪する道路

▼町が管理する道路（町道）

※一部、県と道路を交換して除雪

町が除雪できない道路

▼町が管理していない私道（位置指定道路など）

▼幅が4m未満の道路、砂利道

▼行き止まりの道路

▼特定の個人のみが利用する道路

▼冬期間に利用されない道路

▼国道、県道（国や県が管理）

※町道であっても、幅が狭い道路や行き止まりの道路、特定の個人のみ使用する道路や冬期間利用されない道路は除雪しません

4 除雪機械の更新

本年度は台数の増減はありませんが、次年度以降に向けて更新計画策定を継続し、降雪に備えた体制強化を維持します。



▲令和6年3月に完成した遠谷市・二ツ森除雪センター
▼配備されたロータリ・ドーザ切り替え式の除雪機械



除雪体制強化を継続

5 除雪への理解度向上

町では新たな企業立地が進んでいる傾向があり、雪の降らない地域から転居された方もおられるかと思えます。地域住民の皆さんをはじめ、新たな住民の皆さんにも除雪に対する理解を深めていただくため、12月上旬を目途に、町のホームページに雪対策のページを開設いたします。除雪方法などの基本的な情報や町の除雪計画、雪捨て場の位置などを公開する予定です。また、広報かねがさきでは、実際に除雪作業に従事する除雪業者からの情報発信を予定しています。

■皆さんと町の除雪に対する理解度向上

除雪の見える化

（除雪情報を町ホームページに掲載）

町民と町、双方の理解でより良い雪対策へ

皆さんにお願いしたい9つのこと

1 除雪車に近寄らない



除雪車は、道路状況によって右側を走行しながら除雪する場合があります。大変危険ですので絶対に近寄らないでください。

2 宅地出入り口の除雪にご協力を



除雪車は、車道の雪を道路の両端にかき分けて除雪します。住宅前や道路までの間口、ごみステーションなどは、各家庭、地域で除雪してください（※）。

3 物や宅地の雪を道路に出さない



宅地の雪を道路に出すと、道幅が狭くなったり路面がでこぼこになります。路面を悪化させ大変危険ですのでやめましょう。

4 路上駐車はやめましょう



路上駐車は、除雪作業の妨げや事故を誘発するので絶対にやめましょう。救急車などの緊急車両が通れなくなります。

5 道路沿いの樹木の伐採等について



道路にはみ出た樹木の伐採や撤去は、土地の所有者が行ってください。

6 スノーポール、砂置き場を設置します

スノーポールは、除雪作業の安全確保に必要です。絶対に取り除かないでください。

また、急な坂道などには砂置き場を設置しています。路面凍結時にご利用ください。

7 早めの冬タイヤ・チェーンの装着



雪道への備えは万全ですか？まだ大丈夫という気持ちが重大な事故を招きます。

8 屋根の雪は片付けましょう



屋根から道路に落ちた雪は通行の妨げになります。屋根の雪止め設置をお願いします。落雪した雪は定期的に片付けましょう。

9 通行は歩行者優先



雪道は特に道路が狭くなります。児童・生徒や高齢者に配慮して通行しましょう。

※町は、自治会等が地域の高齢者宅等の除排雪を行う場合、除雪機の燃料費を支援する「地域協働雪対策支援事業補助金」の制度を試行しています。詳細は、次頁をご確認ください。